

Title	戦国期京郊公家領荘園にみる社会変容：山城国久我荘における家僕と土豪をめぐって
Author	平生, 遠
Citation	市大日本史. 22 卷, p.62-85.
Issue Date	2019-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

戦国期京郊公家領荘園にみる社会変容

—山城国久我荘における家僕と土豪をめぐって—

平生 遠

はじめに

戦国期の村落論研究において、一九八〇年代の勝俣鎮夫氏による中近世移行期村落論の提起は非常に大きな位置を占める。勝俣氏は、「村請」を指標に、戦国期を荘園制から村町制への画期と捉え、村を社会の基礎単位として位置づけた。^①その後、村落論の中で中近世移行期を捉える視角は、中世史では藤木久志氏によって、近世史では水本邦彦氏によって、それぞれ進展させられ、戦国期の村落は近世村落に「連続」するものとして注目されるようになった。

一方、こうした「連続」で捉える視角に対して、近年、志賀節子氏が、荘園支配システムの観点から、戦国期の荘園村落における村と荘園領主の相互依存的関係を指摘し、中世村落から近世村落までを単純に「連続」とみなさない見解を示している。^④戦国期荘園制を捉える視角は、七〇年代に、戦国期村落の中で荘園制的取収体系を指摘した藤木氏によって提唱されたが、^⑤当時は大名領国制論に對置するものと

して捉えられたため、戦国期荘園制論自体の検討は遅れた。また、二〇〇〇年代の伊藤俊一氏による室町期荘園制論^⑥で、中世後期における荘園制を検討する余地が再び生み出されたが、一六世紀の荘園制の実態は未だ明示されていない。その中で、志賀氏の見解は、戦国期における荘園制の枠組みの有効性を改めて問う重要なものである。

戦国期の荘園村落を考える際、以上二つの視角があるが、一方だけでは実態を捉えることはできない。移行期村落論では、荘園制を捉える視角を持たないため、荘園領主がどのように荘園を経営したかがわからない。逆に、荘園制を重視すると、志賀氏の検討の中心が一六世紀初頭であるように、荘園制の枠組みが確認できる時期に限定され、中世から近世までの動向がみえない。むしろ、中世社会と近世社会が単線的につながらないからこそ、当該期には何らかの動向があるはずであり、その説明が必要である。

本稿では、両視角を止揚するべく、中世荘園制の枠組みを踏まえたうえで、中世から近世への村落の道程を描きたい。

その検討対象として、山城国久我荘を取り上げる。久我荘は、乙訓郡下の久我家根本荘園であり、戦国期に他の久我家領が不知行となる中で、京郊地域という利点を活かして、近世まで久我家領として残った地である⁷⁾。また、当該地域の土豪は、これまで畿内武家政権との関係の中で検討されており、久我荘は中央の武家とのつながりを持ちやすい立地条件も兼ね備えていた。

戦国期の山城国久我荘については、五〇年代に、杉山博氏が村落構成を考察する中で土地制度や荘内の人的動向を示した研究に端を發し⁹⁾、八〇年代以降、岡野友彦氏がその成果を引き継いだ¹⁰⁾。岡野氏は、中世から近世までの武家政権の動向を絡めた久我荘の家領支配のあり方も検討しているが¹¹⁾、公家領荘園の内部で複雑に人的関係を切り結ぶ諸階層の動向までは明示していない¹²⁾。戦国期京郊公家領荘園の実態に迫るためには、荘園領主たる公家や在地の百姓のみならず、武家や近隣土豪らとも複雑に関係を切り結んだ家僕や土豪ら¹³⁾が荘園経営の実務担当者¹⁴⁾の人的関係を改めて検討・整理することが必要不可欠ではないだろうか。本稿では、久我荘における家僕と土豪の人的動向を明らかにし、未だ体系像のない戦国期京郊公家領荘園に、新たな視角を提示することを試みたい。

史料については、当該期の久我荘の状況を知りうる古記録はないため、一五世紀から一六世紀までを通時的にみることで『久我家文書』を用いる¹⁶⁾。『久我家文書』が公家権力によって残されたものであることには留意しつつも、これにより、これまであまり検討されて

こなかった一六世紀中葉から後半までの中近世移行期の村落の道程の一端を明らかにできるものと思う。

第一章 戦国期山城国久我荘における荘園経営

(1) 荘園経営の実務担当者―家僕と土豪―

まず、久我荘の荘園経営を支える実務担当者である家僕と土豪について、整理しておきたい。

当該期の久我家家僕については、すでに菅原正子氏によって、諸大夫身に竹内氏・春日氏・森氏が、侍身に信濃氏がそれぞれいたことが指摘されている¹⁷⁾。特に、諸大夫身分の家僕については、一四世紀段階にすでに久我家家政職員であったことが確認できる¹⁸⁾。

一方、久我荘における在地有力者については、永正十一年(一五一四)の「久我荘名田・散田等帳」にみえる上久我荘の当名主の名前から検出することができる²⁰⁾。詳しくは【表】の通りである。当該期の久我荘には、九名の本名田に当名主が設定され、その下に名主職所有者が存在する当名主体制が想定されている²¹⁾。この当名主には家僕の竹内氏も確認でき、杉山博氏は、竹内氏の荘官としての側面とその地位を利用して名主職田畠を獲得する在地土豪としての自力培養を指摘する²²⁾。久我家家僕の竹内氏を他の当名主と同質に捉えることは難しいと思われるが、家僕でありながら在地で当名主としても活動していた点は興味深い点であり、竹内氏がそのような性格をもつに至る過程を追究すべきであろう。

名別	当名主
武元名	竹内基治
国行名	四分の一名：斎藤三郎左衛門、四分の三名：当名代小寺惣兵衛(有勝)
為重名	石原彈正忠
依貞名	号法久寺分→永正6年小寺与太郎(有勝)請文有
重貞名	小寺又四郎(光有)
則元名	半名：辻彦三郎、半名：竹内基治
吉方名	小寺七郎左衛門
重安名	号法久寺分→永正6年小寺出雲守(久有)請文有
末次名	加地子一円御直務

【表】永正11年(1514)「久我荘名田・散田等帳」にみえる上久我荘の「当名主」一覧

また、永正年間の当名主にはみえないが、久我荘には在地有力者として壇氏の存在が知られている。早島大祐氏は、京郊荘民の武家被官化を検討する中で、壇氏が一四世紀段階には名主として存在していたことを指摘している。²³⁾

以上、主に一六世紀初頭の久我荘における荘園経営の実務担当者を選び出した。ただ、土豪については、史料に断片的に現れる者が多く、その一々を検討することは筆者の力量を超えるため、本稿でみえる当名主とは異なる土豪もみられるが、詳しくは後述する。

(2) 久我家の在地支配体制

具体的な人的動向をみる前に、久我家の荘園経営の前提となる久我家と在地との関係を、久我家の在地支配のあり方から簡単に検討しておきたい。

一つは、先述した「当名主体制」であるが、その「当名主体制」が確立する永正年間ごろより、久我家は在地有力者らの加地子得分を集積させたといわれている。²⁴⁾ この加地子集積というあり方が、もう一つの久我家在地支配体制として展開していたとみられる。

また、久我荘の支配体制に関しては、給人への「扶持分」給付も指摘されている。²⁵⁾ 簡単にいえば、久我家の下に納入された年貢や加地子を給人に一定額給付するものである。この扶持給体制は、天正十三年(一五八五)の「久我家領指出帳案」に、「御侍衆御扶持方」として田数と分米高が書き上げられていることが確認でき、さらに、その「御侍衆」は小寺氏・壇氏ら土豪だったのである。ここから、久我荘では一六世紀を通じて土豪層を対象にした扶持給体制もあったと推測される。

以上、戦国期久我荘における三つの在地支配体制をみた。こうした支配体制は、従来岡野友彦氏によって、当名主が設定されていない段階の「本名体制」から「当名主体制」へ、扶持給体制から加地子集積体制へ、という二つの方向性で捉えられ、戦国期の変化とみられてきた。²⁷⁾ しかしながら、三つの体制は一六世紀の幅広い時期にみられる体制であり、特に扶持給体制に関しては天正年間まで確認できる。以上を踏まえると、久我荘における在地支配は、こうした三つの体制の中で展開されていたといえよう。そして、これらの体制の中に家僕や土豪が組み込まれており、彼らの存在が在地支配を支えていたのである。果たして、彼らは久我荘においてどのような存在であり、どのように変容していくのか、次章以降で検討する。

第二章 戦国期山城国久我荘にみる家僕の様相

本章では、一五世紀末から一六世紀前半を中心に、家僕の役割、ならびに在地とのつながりの実態を検証していきたい。ただし、信濃氏については、岡野友彦氏が指摘するように、明応八年（二四九九）に周防に下向しており、しばらく在荘しなかったとみられる。そのため、本章では取り上げず、常時活動のみえる諸大夫身分の家僕に焦点を絞って検討する。

（1）森氏の在地基盤

まず、諸大夫身分の家僕の一人、森氏から検討しよう。

長享元年（一四八七）、久我荘に隣接する鶏冠井荘の国人鶏冠井氏が、久我家に「請取分」、⁽²⁸⁾「御借錢分」、⁽²⁹⁾「未進地子」の算用を伝える返報を出しているが、その宛所に森氏の名がみえる。⁽³⁰⁾ また明応五年（二四九六）には、久我荘の在地有力者とみられる斎藤孫三郎なる人物からも森氏宛に久我荘本名田の年貢・諸公事進納を約す請文が出されている。⁽³¹⁾ これらの宛所を踏まえると、森氏は、在地との接点を持ち、家僕として久我荘や近隣荘園の土豪と久我家をつなぐパイプ役であったことが想定されよう。

さらに森氏は、天文六年（一五三七）の森氏の田地作職の売券文書に、「森政所次郎右衛門雖^レ為^レ三当知行」と記され、⁽³²⁾「政所」に就いていることも確認できる。中世後期の「政所」については、酒井紀美氏が、「政所」を名乗り政所機能を掌握した百姓を「百姓政所」とみて

おり、⁽³³⁾岡野氏もこの見解を受けて、久我荘の「政所」を「百姓政所」と捉え、「村請」成立の契機とまでみている。⁽³⁴⁾ 従来、森氏が「政所」に就いている点は指摘されていないが、一四世紀以来の家僕である森氏が「政所」に就いていることが確認できる以上、久我荘においては、単純に在地百姓が「百姓政所」になったとみるのは早計であろう。そこで以下の史料をもとに、久我荘の「政所」について検討していきたい。その中で森氏の性格についても考えてみよう。⁽³⁵⁾

【史料一】永正十七年（一五二〇）五月二十二日付「左衛門五郎請文」

①今度くわんたいの子細仕候につるて、生涯をさせられ候を、少

将・同政所、其外年より衆色々御侘言申上候によつて、命を被^レ

下候、忝存候、⁽³⁶⁾此上者、ふたいに罷成候上者、いさ、かも重而

れうしなる子細も御座候ハ、不^レ及^レ善悪、生涯させられ候へ

く候、仍為^レ後日、御請文如^レ件、

永正十七年五月廿二日

左衛門五郎（筆軸印）

少将（花押）

政所（略押）

春日因幡守殿

御申

永正十七年、久我荘の在地百姓とみられる左衛門五郎が何らかの不忠により処刑されそうになった際、「少将・同政所、其外年より衆」らによる侘言のおかげで助命されることとなった（傍線部①）。そして、今後は久我家に従事する百姓として少しでも不忠を働くようなこ

とがあつたならば、理由に関わらず処刑して構わないとして請文が出されている(傍線部②)。ここでいう「くわんたい(緩怠)」がどのようなものであつたかは、関連する史料がないためわからない。ただ、ここで注目すべきは、「少将・同政所、其外年より衆」らの佗言が我家の判断を変え、在地百姓を救っている点である。この佗言をした人物たちは、一体どのような人物であつたのか。「年より衆」については、一般に知られる村を代表する年寄衆と考えて問題なからう。では、「少将」・「政所」は一体誰なのか。従来の見解を踏まえつつ、これまで検討されてこなかった「少将」・「政所」の性格を示唆する史料とあわせて、彼らの再評価を試みたいと思う。

まずは、「少将」についてである。従来、「少将」は一九八〇年代の『久我家文書』刊行以来、「久我邦通」と比定されてきた。岡野氏も、『公卿補任』で当該期の左近衛少将に久我邦通が就いていることから、「少将」を「久我邦通」と判断している³⁶。ただ、永正十七年の久我邦通はまだ一四歳であり、このような佗言の筆頭に立つとは考えにくい。この点は岡野氏自身も指摘しているが、何よりこの佗言をしている人物がもし久我邦通であるならば、久我家の人間が久我家に対して在地百姓の助命の嘆願をしていることになり、久我家の者が直々に久我家に佗言をするという矛盾が生じる。以上から、「少将」を「久我邦通」と捉えることはできないと思われる。

では、「少将」とは誰のことか。この問題の一つの糸口となるのが、永正十七年から六年後の大永六年(一五二六)の「小寺有勝起請

文」である。この起請文の宛所には、「竹内少、殿」とあり、竹内氏が「少将」であつた可能性がうかがえる。第一章でみたように、竹内氏は、当名主として在地との接点をもつ家僕であり、その意味でも佗言をする可能性は十分に考えられる。ただ、「少将」に関連する文書がこの二点のみである以上、大永六年の「少、」と永正十七年の「少将」をすぐに同一と考えるのはいささか飛躍があろう。そのため、ここでは「少将」が久我邦通ではないということ、竹内氏が近い時期に「少、」と称されていたことの二点を新しく指摘するにとどめる。

そして、「政所」についてである。この「政所」は、在地百姓の処刑問題について佗言できる存在であり、岡野氏は、この「政所」を「少将」と連署で略押を書くような年寄衆を代表するような人物とみている³⁸。しかし、先述したように、久我荘の「政所」には、家僕の森氏が就いていることが確認でき、単なる「政所」＝在地出身者とはみられない。もちろん、森氏が「政所」に就いたのは、【史料一】から一七年も下る時期であるため、当該期の「政所」が森氏であつたことを示すわけではない。しかし、当該期より時期が下つたところに、「政所」に就いたのが家僕層であつたことは興味深い。森氏は、家僕として久我家と土豪とのパイプ役も務めている。ここから、森氏が在地とのかかわりを深め、百姓の代表たる「百姓政所」に就けるまでに在地での立場を上昇させたとはみられないか。

とはいえ、関連史料がない以上、「政所」の比定も難しいのが実情である。ただ、【史料一】で在地百姓の処刑問題について佗言をして

いることから、「政所」が在地とのかかわりの強い存在であったことは間違いない。この点と先述したパイプ役としての森氏の実態を合わせて考えると、森氏の在地での位置は大きかったと考えられる。これらのことから、【史料一】は家僕の在地基盤の全貌を示すわけではないものの、その一端を示してくれる数少ない史料として再評価できるのではないか。

(2) 竹内氏の在地基盤

家僕の中でより顕著に在地基盤を示したのが、竹内氏である。ここまで、当名主として存在したことや在地百姓の処刑問題での佞言における「少将」の可能性などを指摘してきたが、果たして、彼は在地においてどのような位置にあったのか。より具体的に在地での活動に迫れる以下の史料から考えてみたい。⁽³⁹⁾

【史料二】天文十四年（一五四五）八月吉日付「竹内季治他四名連署

起請文」

上久我大明神御神事御頭田寄地之事

(中略)

上 <small>キナ</small> 反	則元名	壺石式斗	御本所様御分
下 <small>キナ</small> 反	重安名	壺石式斗	竹内宮内少輔季治(花押)
壺反	武元名	壺石式斗	竹内源十郎一治
壺段	武元名	壺石五升	小寺兵衛助秀有(花押)
大	重貞名	九斗五升	同
ハキナワテ	吉方名	壺石式斗	小寺惣兵衛吉有(花押)
サツ田	国行名		

壺段 寄貞名 壺石式斗 小寺惣兵衛門尉有次(花押)
 壺反 末次名 壺石式斗 斎藤左介幸辰(花押)
 式段 神田 式石式斗五升
 以上

右、被三相定一御神事御頭田之事、⁽¹⁾若此名主之内、不慮仁相違之儀、又者為二上儀一、或者退伝、或ハ私之鬻戰雖レ有レ之、御本所様・名主中毎年相談、御頭可レ勸上者、⁽²⁾於三此下地一、違乱煩対二頭人一若有レ之時者、其歳之頭人不レ及三取沙汰一、為二御本所様・惣名主中一、御供名主座并酒好・渡物・諸下行以下、如三先規目録一可二執行一、但御頭米於三損免減一者、可レ応三其次一、御能録錢之儀、毎年式百疋之分可レ出レ之、但為三衆儀一相談、造営又者御神事道具已下、可レ有二用意一者也、

(中略)

右此旨末代不レ可レ有二相違一者也、為レ其起請文仁加二連判一者也、

右日本国大小神祇、殊当社并両三社・愛宕山権現・多賀大社此罰、於三相背仁躰一者、永可レ蒙者也、仍起請文如レ件、

天文拾四年八月吉日

季治(花押)
 秀有(花押)
 有次(花押)
 吉有(花押)

（原稿）
 幸辰（花押）

これは、久我荘の荘内祭祀における神事頭役について記した起請文である。「上久我大明神御神事」の具体的な内容は不明であるが、現在も毎年五月に久我にある菱妻神社（中世における上久我荘の氏神社）で、秋の実りを祈る「千種祭」という祭祀行事が行われており、その祭祀を想定できよう。この史料には、そうした神事祭祀の必要経費となる上久我荘の本名田からの分米が記され、これらの田地は「御神事御頭田」として扱われた。

また、上久我荘本名田の書き上げには、名ごとに当名主が記載されている。この当名主を対象に、久我家と名主で毎年相談し合って「御頭」が決められているのである（傍線部①）。もし、違乱があった場合には、その年の「頭人」には任せず、久我家と「惣名主中」で「御供名主座并酒好・渡物・諸下行以下」を目録の通りに執行することになつていた（傍線部②）。この「御頭／頭人」については、杉山博・岡野友彦両氏によって、「九年ニ一度」の「御神事頭役」として、九人の名主の輪番制で勤められていたこと⁽¹⁰⁾が指摘されており、荘内祭祀の神事頭役が当名主の輪番頭役制によってなされていたと考えられる⁽¹¹⁾。

この神事頭役を負担する存在の中に家僕の竹内氏がいたことは重要である。竹内氏については、岡野氏も「経済的な負担を通じて千種祭の主権者の一員に加わることによって、久我荘民に対して、名主としての地位を確立することができた」と評価している⁽¹²⁾。この評価を受けて、筆者の私見を付け加えておきたい。確かに、荘内祭祀を通じて名

主としての地位を高めたことは間違いない。しかし、先述の通り、竹内氏は永正年間には「当名主」として存在しており、すでに名主としての地位を確立していたとみるべきであろう。また、【史料二】の起請文における連署の中で竹内季治の花押だけが他の当名主らよりも上部にあることから、天文年間には当名主の筆頭として活動していたことがうかがわれる。その後も竹内氏は、天正年間まで荘内祭祀の神事頭役を負担している⁽¹³⁾。このように家僕でありながら筆頭名主を務める竹内氏の存在こそが、久我家と「惣名主中」の共同での祭祀諸事を可能にする一要因だったのでないだろうか。

従来、竹内氏は荘官としての側面と在地土豪の側面という二つの側面で解釈されているが、上述のような検討を踏まえると、竹内氏は、家僕として荘務を担う中で在地とのかかわりを強め、筆頭名主になつたとみるべきであろう。これこそが、久我荘における家僕の在地基盤の一つの形である。

（3）在地基盤の重要性―春日氏を通して―

一四世紀以来の家僕の中で森氏や竹内氏と同じ諸大夫身分の存在として忘れてはならないのが、春日氏である。春日氏は、一五世紀末から一六世紀初頭に家領支配を裏付ける証文の管理や名主職の補任などで久我家と久我荘をつなぐ重要な役割を担った⁽¹⁴⁾。しかし、管見の限りでは、『久我家文書』に在地との関係を示す史料はなく、むしろ、天文年間になると、春日氏が久我家に無奉公を働いたり⁽¹⁵⁾、逐電する姿が確認できるのである（「久我家雑掌申御家僕春日修理大夫事、雖^レ為^レ二家恩地

一、或令「沽却」或被「押領」、於「其身」者、致「逐電」上⁽¹⁷⁾。

春日氏がこうした行動を起こす背景については、関連文書がないためわからない。ただ、家僕の中でも春日氏のみ、天文年間以前に、久我荘内での在地とのかかわりを示す文書が全くみられないことは何らかの意味があるように思う。春日氏は、証文の管理や名主職補任などの役割を担ったことから、久我家の中で久我荘経営に携わる重要な人物であったことは間違いない。しかし、在地での活動を示す史料がなく、在地把握においては家恩地ですら管理できずに、逐電に至っている。わずかに残された史料から推測すると、一六世紀の久我荘では、一四世紀以来の久我家を代表する家僕であっても、在地とのかかわりが希薄であれば、容赦なく荘園経営の舞台から退かなくてはならない状況があったとは考えられまいか。つまり、それは家僕にとって在地基盤の獲得が、当該期の在地把握において、重要な要素であったことを示唆しているように思うのである。

(3) 小括

戦国期山城国久我荘の荘園経営に携わる家僕にとって、在地基盤の獲得は必須の条件であったとみられる。在地との接点をもった森氏は、百姓の代表たる「政所」に就いていることが確認され、当名主として在地での地位を得た竹内氏は、荘内祭礼の筆頭名主としてもその姿が確認できた。これらは、両氏が荘園経営の中核に位置したことを示す事例と考えてよからう。一方、在地との接点を確認できない春日氏が荘園経営の舞台から降りていることは、家僕が在地で役割を獲得

することが荘園経営にとっていかに重要であったかをうかがわせる。

第三章 戦国期山城国久我荘にみる土豪の様相

本章では、家僕と並ぶ、重要な荘園経営の実務担当者である土豪層に着目する。その際、前章と同じ一五世紀末から一六世紀前半までの時期を設定する。同時期の家僕と土豪を対置することで、それぞれがどのような様相を示したのか、より明確に描くことを図りたい。

(1) 武家との関係にみる土豪―壇氏・小寺氏を中心に―

一六世紀前半の久我荘には、名主職を所有する有力土豪として小寺氏・壇氏の存在が知られており、一五世紀後半には、小寺氏が畠山氏に、壇氏が細川被官であった香川氏に、それぞれ武家被官化していたとされる⁽¹⁸⁾。また、壇氏については、早島大祐氏によって、次の史料から壇氏が一人娘に下京の「たちはなや」の二郎左衛門なる人物を婿にとらせ、孫を壇氏の跡取りとしたこと、応仁・文明の乱以降に久我荘に住み着いたことが指摘されている⁽¹⁹⁾。

【史料三】文明十一年（一四七九）月日未詳「香川某申状」

「香河申状 文明十一年 初度」

壇の道せい入道時より香川被官にて候、仍ひとりむめ⁽²⁰⁾の候しを、
 下京⁽²¹⁾たちはなやの二郎左衛門をむこにとり、其子を壇入道跡ゆつ⁽²²⁾
 りに仕候て、遺跡悉つかせ候、いまの小二郎か事にて候、彼二郎
 左衛門事ハむこまでにて、せうちいんと⁽²³⁾のさまの御中間ニまいり
 候、壇にか、はらぬものにて候、久我⁽²⁴⁾居ちう仕候事ハ、今度一⁽²⁵⁾

んの時分よりの事にて候、

確かに、この申し状から、文明十一年に壇氏が香川氏の被官人であったことがわかる。ただ、一六世紀以降の壇氏の動向について明確に確認できるのは、第一章でみた天正年間の「御侍衆」を待たなければならぬ。壇氏の活動については、幅広い史料の検討が必要であり、今後の課題としておきたい。

次に、一六世紀以降の小寺氏の武家被官化状況をみていく。永正年間の小寺氏は、上久我荘本名田の過半で一族が当名主を務めており(第一章【表】)、土豪の中でも代表的な位置にいたとみられる。その小寺氏が当該期には、武家との関係をどのように有していたか、史料をもとに確認していきたい。⁵⁰

【史料四】永正七年(一五二〇)十一月二十二日付「管領細川高国奉行

人奉書」

(普通)

①久我家殿家領城州久我庄内重貞名・吉方名・散在田畠事、就未進

一及三礼明一、先度被_レ成_二奉書_一一処、令_二難_一決_二、②剩自_二往古_一為_二

定損之地一、企三分卷之新儀_一云々、言語道断次第也、③所詮、諸

未進等不日可_レ被_二皆_一済_一、若猶於_二遲_一怠_一者、堅可_レ被_レ加_二御成敗

一之由候也、仍執達如_レ件、

永正七年十一月廿二日

秀兼(花押)

小寺又四郎殿

この史料から、永正年間に「重貞名」の当名主を務めた小寺光有が年貢未進を働き、管領細川高国からの奉書を受けても、年貢未進をし

ていることが読み取れる(傍線部①)。また、小寺光有が当該地を古くからの「定損」の地とし、三分の一の年貢減免を要求していることもうかがえる(傍線部②)。この要求自体は、細川氏から「新儀」と捉えられ、小寺氏は年貢未進の皆済を迫られるに至ったが(傍線部③)、ここで注目したいのは、小寺氏の未進に対して武家権力が関与している点である。これは、裏を返せば、当名主である小寺氏に対して、久我家だけでは対応しきれないと考えられよう。

小寺氏と武家との関係については、次の史料にみられるように⁵¹、近隣土豪との関係の中からも裏付けられる。

【史料五】永正八年(一五二二)十一月一日付「久我家雑掌連署奉書

草案」

法久寺・山内分加地子拘分事、已前以_二御一行_一被_二仰合_一一之処、①今

度長谷川与次郎と同心、近比曲事候、②然之間此方御理運之旨、

(高国)

細川殿へ被_二仰届_一候事、又不為_二別心_一之由、重而被_二申上_一候者^{○又各}③如_レ前

不_レ可_二相替_一之由、各被_二申候_一条、被_二打置_一京都之儀、如_レ元被_レ成_二

御心得一之由、被_二仰出_一候、此由可_レ申旨候、

永正八十一年一月一日

瑞文判

春興判

小寺次郎殿

同与_二大郎殿_一

この史料は、久我家雑掌から小寺次郎・有勝に宛てた奉書である。ここで注目すべきは、彼らが細川被官とみられる長谷川与次郎と同心⁵²

行為に及んでいることである（傍線部①）。そして、この同心行為による小寺氏の加地子未進に対して、久我家が「此方御理運」として細川高国へ訴えたところ（傍線部②）、小寺氏が元の通り久我家の意向に従うとして決着した（傍線部③）。先にみた【史料四】も管領の細川高国から小寺光有宛のものであったように、永正年間には小寺氏の未進があった場合、細川高国の関与によって問題を解決する回路があったのではなからうか。これらの事例を踏まえると、当該期に、久我家の意向に従わず、細川氏の意向に従うような関係をもつ小寺氏一族がいたことを想起させる。一五世紀に畠山被官であった小寺氏が、永正年間になると、細川氏の意向に従う態度は、戦国期久我荘の土豪の一形態として押さえておく必要がある。

（2）久我家との関係にみる土豪——小寺氏を中心に——

前節では、武家関係のなかで土豪の動向を検討した。本節では、久我荘の土豪が、荘園領主である久我家とどのような関係を有していたかをみていく。まずは、次の史料からその様子を確認しよう。³³⁾

【史料六】大永二年（一五二二）六月二十日付「小寺有勝請文」

① 国行名・同散田方御年貢、永正十七年未進過分在_レ之、尤以二分米一雖_レ可_レ進_レ之候一、前仁入申候参反下地、為_二一色一、以_二売状之旨一、四ヶ年之間進切候、② 仍当庄者、未進・過上加_二三利平一之_政、徳勢行時者寄破候へ共、すてに売状之旨にて進上申候うへハ、さらに不_レ可_レ有_二其儀一候、③ なを此下地、万_一相違之事出来候ハ、罷出可_二三相調一候、不_レ然者、余の下地相心分可_レ被_二三召置

一候、将又前之年季未明候ハ、於_二後之年一可_レ進_レ之候、以前之御書出重而可_二三上申一候、如_レ此申定候上者、聊以不_レ可_レ有_二別儀一之由、可_レ預_二御披露一候、恐惶謹言、

大永貳年六月廿日

小寺惣兵衛尉有勝（花押）

信濃三郎殿

この史料は、小寺有勝が、「国行名」³⁴⁾における永正十七年（一五二〇）の年貢未進の代わりに、四年間の期限付きで三反の下地を久我家に売り渡したことを示すものである（傍線部①）。小寺有勝といえば、永正年間に加地子未進ならびに長谷川氏との同心行為をみせた人物である。その小寺有勝が、未進分に対する売状について、徳政を行った場合でも徳政の対象にしないことを自身で約している（傍線部②）。さらに、相違があった場合、小寺氏が対処する、もしくはは相当分の下地を自身の下地からとって構わないとしている（傍線部③）。大永年間の小寺氏の態度は、前節でみた動向とは明らかに異なる。また、享禄五年（一五三二）には、久我家被官としての小寺氏の姿をうかがえる請文も確認できる。³⁵⁾

【史料七】享禄五年（一五三二）五月十六日付「小寺慶有請文」

法久寺・山内田地自作分事

（中略）

右此下地之御年貢、一色之定、雖_レ有_二御知行一、去永正度種々就_二御侘事申候一、加地子分被_二三仰付一候き、然処馬場之内壹反小_一分、数年隠田仕候間、今度〇_レ遂_二御給明一、既被_二三召放一候条、

色々御侘事申候間、^①私一後中者可^レ被^レ仰付^一候由候、畏入存候、
 於^三此年貢^一者、如^二前々^一可^レ致^二沙汰^一候、仍惣田数御補任之事、
 子候者只今事者非^二御被官^一候上、殊不^二相讓^一候処、不^レ見候、隠
 取候哉、曲事候、^②万^一雖^レ為^二親子^一、向後号^二讓与^一掠申儀者、
 可^レ為^二盗人之御罪科^一候、^③猶^二以^一彼下地^一、雖^二存命中^一、若不法
 不忠之儀候者、任^二御補任之旨^一、可^レ有^二御改易^一者也、仍請文如
 件、

享祿五年五月十六日 小寺七郎兵衛慶有（花押）

竹内殿

本庄殿

この史料では、小寺慶有が自分の代に限り認められた「馬場之内意反小ノ分」の年貢徴収をこれまで通り沙汰することと合わせて、久我家の被官でない息子には「惣田数御補任之事」を譲らないことを約していることがわかる（傍線部①）。この「惣田数御補任之事」が何を指すかは不明だが、本来親から子へと相伝すべきものが譲られていないのは興味深い。また、親子であつても譲与と称して田地を奪うことがあれば、盗人として処罰されるべきとしており（傍線部②）、久我家の被官であるか否かが、小寺慶有にとつて大きな指標であつたことをうかがわせる。さらに、小寺慶有は、存命中に息子が不忠を働いて当該田地を奪つた場合、久我家から改易されることを覚悟しているのである（傍線部③）。これらの内容を踏まえると、当該期の小寺慶有は久我家の被官であつたことがうかがえ、久我家に対して細かく自身の家の

処遇を上申していると考えられるのである。

こうした状況は、永正年間の小寺氏にはみられない。わずか二〇年余りの間に、小寺氏一族の中で久我家の被官としての性格を強める者が現れたのである。この間には、久我家と細川氏間で和与状が交わされて⁽⁵⁶⁾おり、久我莊をめぐる久我家と細川氏との係争に一定の折り合いがついている。このことも小寺氏一族の中で性格を変化させる遠因となつた可能性があるが、この点についての検討は今後の課題としたい。

(3) 小括

戦国期山城国久我莊における土豪は、一五世紀末に武家被官として活動がみられ、一六世紀以降もその性格を有した。特に、永正年間における小寺氏は、久我莊の当名主という身分でありながら年貢未進を行い、近隣土豪との同心行為もみられた。さらに、久我家の意向ではなく、細川氏の意向に従う姿も垣間見えた。

しかし、大永年間に入ると、小寺氏は久我家への未進問題の解決に乗り出すようになり、享祿年間には小寺氏一族の中に久我家の被官として存在する者も現れたのである。

一五世紀末からの武家被官の性格と享祿年間の久我家被官としての姿を考慮すると、小寺氏一族の中で武家につく者と公家につく者といふことを想定させる。久我莊以外の地域でも、山科七郷や上久世莊の有力地下人が武家だけでなく莊園領主に被官化する姿が指摘されている。⁽⁵⁷⁾久我莊の小寺氏が、武家と莊園領主との両属被官の関係を有したかはわからないが、土豪の一族間で武家あるいは公家との関係を構

築していくようになる姿は、戦国期の流動的な社会変化を大きく受ける京郊公家領荘園の特色ではないだろうか。

さらに、第二章との関係でいうならば、大永年間以前の土豪が武家被官化の傾向をもち、久我家に従順ではなかったからこそ、一六世紀前半の家僕が在地での主な役割を担い、荘園経営を支えたと考えられるのである。

では、この土豪が一六世紀後半にはどのような道程を描くのか、第四章で家僕の動向と合わせて検討していくことにする。

第四章 戦国期山城国久我荘における家僕と土豪の変容

第二・三章では、それぞれ一六世紀前半までの家僕と土豪の様相についてみてきた。家僕には在地基盤を強固にもつ存在が、土豪には武家被官化の傾向をもつ者と久我家被官としての動向を示す者が、それぞれ確認できた。彼らは一六世紀後半、ひいては近世にかけてどのような道程を描くのか、その変容についてみていく。

(一) 一六世紀中葉以降にみる家僕の変容過程

(二) 家僕の変容過程―竹内季治・長治の動向をめぐって―

一六世紀前半に久我荘でみられた家僕は在地基盤を獲得することで荘園経営の実務を担う中核層になりえた。では、一六世紀中葉以降の家僕は久我荘でどのような活動をみせたか、竹内季治とその子長治の二者を中心に検証することにした。

季治は、三好長慶の存命中に「御家門領竹内大弼分」の領知を安堵

され、子の長治も、永祿九年（一五六六）に三好三人衆から同一の所領安堵を受けた。⁽⁵⁹⁾ 竹内氏の武家関係については、野田泰三氏によって、一六世紀初頭に竹内氏一族の中で三好氏被官の人物がいた点が指摘されている。⁽⁶⁰⁾ この背景を受けて、一六世紀中葉以降の季治・長治親子も三好氏と被官関係を有したのである。また、弘治二年（一五五六）に、三好氏への伝達が竹内氏を通じてなされているほか、永祿三年（一五六〇）には、三好長慶の推挙による季治の堂上公家への昇格も、野田氏によって明らかにされている。⁽⁶²⁾ 季治は、三好氏との関係を深める中で公家として自らの地位上昇も図ったのである。このように、一六世紀中葉以降の季治は、一六世紀前半までの家僕かつ筆頭名主として存在するあり方とは異なる動向を示すようになる。以降の季治の動向をさらに次の史料から確認しよう。⁽⁶³⁾

【史料八】年月日未詳（永祿九年カ）「某覚書草案」

覚

- 一、^(通使)久我殿家領下久我之内大弼分之事、当知行無^(季治卿)紛^(長房)処、今度被^(季治卿)レ
号^(長房)二竹内三位殿知行分一、篠原殿以^(長房)二御判折紙一被^(季治卿)二相押^(長房)一候、申
掠^(長房)族依^(長房)レ在^(長房)レ之如^(長房)レ此候哉、就^(三好義隆)レ其匠作^(三好義隆)・左京兆御判形^(三好長逸)三向^(三好長逸)〇三
野州御副状在^(長房)レ之、安文写^(案)二進^(案)之候、以此上御分別在^(長房)レ之者、
満足可^(案)レ被^(案)レ申事、
- 一、同三位季治卿事、久我殿為^(案)二家礼^(案)一条、從^(案)二公儀并匠作^(案)一、家門
江^(案)被^(案)レ仰^(案)理、被^(案)二召出^(案)一、公私御間御使被^(案)二申付^(案)一へハ、去年已
来何かと難決申出族依^(案)レ在^(案)レ之、^(候殿カ)②不慮^(案)三至^(案)三勝龍寺一被^(案)レ致^(案)三入城

一由候、③縦其儀雖レ為二曲事一、其身上更以久我家不レ可有二存
 知一儀候歟、④彼少知行分〇者、家恩共候、殊季治卿息兵衛佐二
〇譲与候已後候間、
石成友通
 〇三向州・三野州・石倉部御両三人江、以三誓紙一被レ申理、為
〇譲与候已後候間、
石成友通
 二御承伏一条、⑤親子之間賢固二不レ会、無三表裏一事情キ、然上
兵衛佐
 者、〇被レ致二案堵思一、朝家并家門之奉公之儀在レ之様、被レ
兵衛佐
 加二御分別一者、是又満足可レ被レ申事、

已上

まず一条目では、下久我荘の「大弼分」が季治知行分であるという理由で、三好方の篠原長房から押領されていることが確認できる(傍線部①)。三好氏と関係の深かった季治が所領を三好方から押領されるのはなぜか。その疑問に答えてくれるのが二条目であろう。二条目では、季治が不慮に勝龍寺城に入城したことが確認でき(傍線部②)、これが一条目の押領につながったと考えられる。仁木宏氏によれば、永禄九年(一五六六)、近江にいた足利義秋(のちの義昭、以下義昭で統一する)は、三好三人衆と対立する松永久秀と通じ、織田信長の上洛支援のために畿内近国武士を招集したという⁶⁴⁾。そして、その武士の一人に季治がおり、勝龍寺城に籠城させられたとみている。この点を踏まえると、ここでの季治の動向は、三好方ではなく義昭・久秀方についたことを意味しよう。

また、この事態に対して久我家は存知してはならないとしている(傍線部③)。この方針は、問題の「大弼分」を長治に譲与した後に三好三人衆から承認されており(傍線部④)、その後の永禄十年(一五六七)に

三好三人衆が長治に所領安堵していることから、久我家の所領安堵のための口実であったに違いない。さらに、所領の承認がなされたことをうけ、季治・長治父子間での接触もしないことを決めており(傍線部⑤)、ここからも久我家が所領の確保に努めたことがうかがえる。ここまでの検討を踏まえると、【史料八】は久我家の所領安堵の流れを知る久我家に近い人物が記したと考えられ、この頃の久我家は武家の関与の中で所領経営を行っていたのである。

武家との関係については、この史料からも季治が松永氏と、長治が三好氏と、それぞれ異なる武家との関係を築いていることが読み取れ、少なからず久我家だけで家僕を管理できていない状態であったことがわかる。こうした一六世紀中葉以降の竹内氏の武家関係が、これ以降の竹内氏にどのような影響を与えたか、特に久我荘の中で彼らの動向を位置づける必要がある。次に、この点を検証していく。

元龜二年(一五七二)九月十八日、これまで竹内氏一族の大きな位置を占めた季治が、義昭と信長間の対立で義昭方につき、織田信長に殺害された⁶⁵⁾。季治の死後、季治の跡職は織田の家臣である細川藤孝に譲渡されることになり、久我荘内での竹内氏は後退するとみられている⁶⁶⁾。その様子を以下の史料からみていこう。

【史料九】年未詳(天正十三年カ)六月三日付「竹内長治覚書案」(一条

目のみ抜粋)

覚

一、こいりの田森分三付而、竹内長治進退候、然者、昨日根つけ百姓三

付候処、下作申事在レ之由候て、左馬助をいあげ申候、申事在レ

(竹村治隆 (追上))

之者、三月三日已前ニ可レ及ニ紀明一之処ニ、六月二日ニねつけ仕

(根付)

候処を、追あげ申候段者、如何敷存候、下作にかこつけ荒し可レ

申との儀候哉、過分之本役を無足ニ可レ仕儀者、御法度有間敷候

間、あらさせ申候もの、前ニて、相当之年貢可ニ申付一候間、可レ

被レ成ニ其御意得一候事、

ここで、長治は進退可能な「森分」で百姓に田植えをさせようとし

たが、その際に竹村治隆なる人物によって百姓を追い上げられてし

まっていることがわかる(傍線部)。この竹村氏については、次節で詳

細に検討するが、久我荘における新興土豪と想定される。長治はそ

うした新興土豪によって、田地を荒らされているのである。一六世紀前

半に在地とのコネクションを有し、久我荘経営の中核に位置した竹内

氏も、当該期には進退可能な土地の経営に苦心しているのである。

こうした竹内氏の後退は、土豪との関係だけではない。次の史料を

もとに、さらに検討を深めよう。²⁰⁾

【史料一〇】年月日未詳(天正十三年カ)「竹内長治申状案」

竹内申、

一、領知分如ニ先々ニ被ニ替置一候而、被レ下候ハ、弥可ニ忝存一候、

万一左様ニ成かたく被レ思候者、久我にて毘沙門堂へ七十石被レ

遣候、是成共可レ被レ下事、

一、上堤井料前々より過分之引かへ仕、数代我等存知事、

一、下久我分二百石余代官・公文過分之引替仕、我等数代存知事、

以上

(竹内)
長治

(前田玄以)殿
民法さま

申給へ

この申し状では、二条目で「上堤井料」を、三条目で「下久我分二百石」を、数代にわたって竹内氏が存知している旨を秀吉の家臣で京都奉行の前田玄以に訴えている。ここで、次の長治覚書も合わせてみてみよう。²¹⁾

【史料一一】年月日未詳(天正十三年カ)「竹内長治覚書案」

覚

一、上久我村堤井料分之事、前々より過分ニ引替仕、数代我等存知来

(竹内長治カ)

候処ニ、今度久我殿可レ有ニ進退一由不レ謂事、

(季通)

一、同名大弼分事、数代我等代官存処ニ今度御検地ニ付、被ニ取上ニ由

(竹内)

候、如何事、

一、在所神事頭役、九年ニ一度相当、来年勤申ニ付、年内ニ頭米納申

処ニ、違乱如何事、

(後略)

この覚書では、【史料一〇】でみた「上堤井料」が久我家の進退とされ、下久我荘の「竹内大弼分」も太閤検地に伴って取り上げられていることがわかる。また、三条目でも、第二章で検討した「神事頭役」の頭米を納めたにもかかわらず、違乱を受けており、長治は不平をもらしている。こうした状況の中で、長治は前田玄以に【史料一〇】の申

し状を訴え、対応を求めたのである。こうした動向は、当該期の竹内氏が久我家ではなく武家との関係にシフトしたことを示すものとして捉えられよう。⁽⁷²⁾以降、竹内氏の存在が『久我家文書』に現れないことから、久我荘における竹内氏の動向は衰退したとみられる。

(二) 家僕の変容過程―信濃氏の位置―

竹内氏が武家関係を強め、在地で後退しつつある中、竹内氏に代わって莊務を担った家僕が、一五世紀末に一時在地を離れていた信濃氏である。その信濃氏が、明応八年の周防下向以来、再び莊務に復帰したことが確認できるのは、大永二年(一五三二)の信濃氏宛の【史料六】である。第三章でみたように、この史料は、有力土豪小寺氏が年貢未進に対する今後の対応を記した請文であり、末尾に「聊以不_レ可_レ有_二別儀_一之由、可_レ預_二御披露_一候、」とあることから、信濃氏が久我家と土豪の接点となって取り次ぎをしたことがわかる。⁽⁷³⁾このころには、信濃氏は久我荘に復帰していたとみてよいだろう。ただ、これ以降、信濃氏の明確な莊務への関わりが確認できるのは永祿年間まで時期が下る。そのため、以下では、信濃氏の動向が追える永祿年間以降を中心にみていくことにする。

まず、永祿年間の信濃氏の動向を示す二点の史料から検討する。⁽⁷⁴⁾

【史料一二】永祿九年(一五六六)九月七日付「信濃治毘外六名連署起

請文」

当年御料所御内檢之事、聊以_(編)最_(編)肩_(編)□_(編)頗_(編)不_(編)可_(編)在_(編)之候、各申談、

立毛在_(編)之_(編)分憲法_(編)可_(編)申_(編)候、百性衆幾重頼申候共、有様可_(編)申上_(編)

候、万一偽申上候者、大日本国中小神祇、殊菱妻・森大明神可_(編)蒙_(編)御罰_(編)一者也、仍如_(編)件、

永祿九年九月七日

信濃兵部丞治毘(花押)

中西出雲守治尚(花押)

竹村越前守治吉(花押)

土山佐渡守吉久(花押)

小寺与兵衛尉末次(花押)

小寺喜介 吉次(花押)

小寺清兵衛尉○以下空白

藏人殿

紹珎

御披露

【史料一三】永祿十一年(一五六八)十一月四日付「久我家奉行人連署

起請文」

従当年、御知行候所々為_(編)御直務_(編)、四人罷出可_(編)□_(編)聊以

不_(編)相紛_(編)、隠田以下少も用捨仕候間敷候、内檢以下之事、是又百姓

最_(編)肩_(編)仕候事、不_(編)可_(編)在_(編)之候、為_(編)三百姓_(編)申上候事者、為_(編)四人_(編)承

候而可_(編)申上_(編)候、万_(編)一各覚語_(他)私曲於_(編)在_(編)之者、日本国中小少神

祇・八幡大并_(音應)・天満天神可_(編)蒙_(編)御罰_(編)一者也、

永祿十一年十一月四日

治毘_(信濃)(花押)

治尚_(中西)(花押)

治光_(竹村)(花押)

中西新三郎殿

宗壽（花押）

【史料一二】は久我莊内にある幕府御料所の、【史料一三】は久我家知行分の、内検業務に携わる人物たちによる連署起請文である。ここで、信濃氏は土豪層と内検業務にあたっており、当該期に久我家奉行人として直務支配の中核に位置していたことがわかる。こうした家僕を筆頭とする連署起請文は、第二章で検討した筆頭名主として祭祀神事に携わる竹内氏の事例を想起させる。この連署起請文が土豪との一定の関係の中で出されたものとする、信濃氏は久我莊に復帰後、在地とのかかわりを深め、在地基盤を獲得していったと考えられるのである。

信濃氏は、竹内季治の跡職を細川藤孝に譲渡した際の契り状の宛所にもみえるように、在地のみならず久我莊外部の武家権力との取り次ぎ役にもあたっている。こうした取り次ぎ役は、第二章でみたように、これまでは諸大夫身分の家僕によってなされていた。その役割を信濃氏が担当したことは、当該期において信濃氏が家僕として重要な位置を占めていたことをうかがわせる。さらに、天正十三年と思われる「久我家覚書案」の「家領あん（安堵）と候以来の算用状并地子方の算用状可レ給事」の文言に対して、同年のものと考えられる「竹内長治覚書案」で「算用状事、兵部（信濃信忠）へ小原上申之事」と回答していることから、算用状についても信濃氏が管理したとみられる。

以上のことから、信濃氏は一六世紀前半に久我莊に在地復帰を果た

し、永祿年間になると、竹内氏が武家関係の中で活動を展開させるのに対して、莊園経営の実務担当者として中核的な位置に立つようになったのである。ここには、竹内氏から信濃氏へと莊務担当が移行したことが示されているだろう。

一六世紀中葉以降の家僕には、大きく二つの動向が確認できた。一つは、竹内氏のように一六世紀前半に在地基盤を有していた家僕が、武家とのつながりを強固にする一方、土豪や久我家との関係がうまくいかず、莊園経営から離脱していくあり方である。もう一つは、竹内氏のような家僕が後退する中で、在地復帰を果たして実務の中核に位置するあり方である。こうした二つの動向を踏まえると、一六世紀中葉以降の家僕が、実に流動的な変容をみせていることがわかる。

こうした家僕の変容過程において、久我莊の地域を基盤とする有力土豪層が立ち現れている点は見逃せないだろう。彼らもまた、家僕のような状況や近世に向けて動き出す社会の波の影響を受けたはずである。では、その様相はどのようなものであったか。次節で検討していきたい。

② 一六世紀中葉以降にみる土豪の変容過程

一六世紀前半に武家あるいは公家との被官関係を示した小寺氏は、一六世紀中葉になると、史料上の記載が激減する。この点について、一つの糸口を与えてくれるのが、野田泰三氏の見解である。野田氏によれば、一六世紀前半の「西岡国人の動向は転変極まりなく、また複数の主を持ついわゆる散掛りの被官関係も一般的であ」ったという。

そして、そこに「一元的な被官関係を構築しえなかった細川氏権力の限界」をみている。⁽⁷⁸⁾ この見解を踏まえると、細川氏の構築する被官関係が、のちに三好氏の構築する被官関係に対抗できなかったと考えられる。細川被官であった小寺氏が、三好被官としての姿をみせないのは、武家との関係を徐々に失いつつあることを想定させる。逆に、第一節でみた家僕の竹内氏が、三好氏との武家関係の中で成長しているのもこの点によるだろう。

とはいえ、久我荘に土豪がいなくなったわけではない。中西氏・竹村氏という人物たちが新しく土豪として現れるようになる。彼らが土豪であることは、天正十三年の「久我家領指出帳案」において、「御侍衆」にその名字がみえることから確認できる。⁽⁷⁹⁾ 彼らは家僕の信濃氏とともに、久我家奉行人として久我荘内御料所の内検業務や直務支配に携わる存在であり（【史料一二】・【史料一三】）、一六世紀中葉以降の新興土豪としてみられよう。

ここで、前節でみた【史料一二】・【史料一三】を再度検討したい。まず、【史料一二】の連署者であった小寺氏が、【史料一三】の連署者にみられないことは何らかの意味があるように思われる。両史料を比較すると、【史料一二】の内検の対象は久我荘内にある幕府御料所であるのに対し、【史料一三】では久我家直務の知行分が内検の対象になっている。つまり、小寺氏は久我荘内で御料所に設定された土地については内検業務を遂行できたが、久我家知行分の土地については、内検業務に参加できなかったことになる。逆に、新興土豪の中西氏・

竹村氏が両方の内検業務に携わっており、ここに土豪層の変容の一端を垣間見るのである。では、当該期の久我荘直務に携わった中西氏・竹村氏とはどのような人物であるのか、次にみていくことにする。

まず、中西氏についてみていきたい。中西氏の初見は、永正年間の当主であった辻氏による久我家への売券の宛所である。⁽⁸⁰⁾ これは、中西氏が、家僕の役割の一つである久我家と在地との取り次ぎ役を担い、家僕に準ずるような位置にあったことを示唆する。その後、中西氏が明確に久我家奉行人として姿を現すのは、永禄年間の【史料一二】の登場を待たねばならない。【史料一三】において、中西氏の動向を考えると、中西氏一族の中でも信濃氏らと連署する者と宛所になる者が確認できる。つまり、同じ中西氏一族の中で、家僕らと在地側で内検業務にあたる存在と久我家側で取り次ぎ役を務める存在がいたのである。同じ一族から異なる久我荘の実務に携わる存在が確認できる点は重要であろう。

次に、竹村氏についてみていく。竹村氏の初見史料は、第二章において、森氏が「政所」であることを確認した、森政所次郎左衛門の当知行分の田地作職の売券である。⁽⁸¹⁾ 竹村氏は、その売券文書の「請人（保証人）」として確認でき、天文六年段階に在地基盤をもつ家僕と関係を構築できた在地有力者と考えられよう。その後、全面的に莊務に携わる竹村氏の姿が確認できるのは、やはり永禄年間の【史料一二】である。

竹村氏も中西氏と同様、幕府御料所と久我家知行分の内検業務に携わっており（【史料一二】・【史料一三】）、一六世紀中葉以降に莊園経

営の中心的な実務を担当したとみられる。彼らが新興土豪として活動の幅を広げていく一方で、一六世紀前半にみられた有力土豪は、史料上からは追えなくなってくる。一六世紀中葉以降の土豪層もまた、家僕と同じように荘園経営内での位置を変動させている徴証であろう。

最後に、これまで検討してきた土豪について、どのように近世へとつながっていったかをみておきたい。天正十三年（一五八五）の「久我家領指出帳案」に「御侍衆御扶持方」が記載されていたことは、前述した通りである。その「侍衆」の名前を具体的に列挙すると、壇善四郎、石部勝八、小寺弥一郎、斎藤、小寺善三郎、土山弥八郎、中西新七郎、勢多志、竹村左馬助の以上九名がみえる。⁽⁸³⁾

戦国期初頭に武家被官化の動向を示した土豪が、戦国期末には久我家の侍衆として在地支配体制に組み込まれており、土豪としての存在形態も明らかに異なっていることがわかる。

一方で、「御侍衆」として記載されている中に家僕が一切確認できず、土豪のみであるという点は見逃せない。これは、久我家によって家僕と土豪の明確な区分がなされていたということを示しているように。さらに私見を加えると、土豪が久我家との関係をもちつつも、正式に家僕として登用されるには至らなかつたと考えられるのである。

杉山博氏は、近世前期の久我村の地誌である『老諺集』を基に、⁽⁸⁴⁾久我荘における侍衆が近世の本百姓へとつながる点を指摘する。天正十三年の「久我家領指出帳案」に記載される「御侍衆」は、近世の『老諺集』にも記載されており、⁽⁸⁵⁾両方に同一の氏が確認できることは、土豪

が近世以降も久我の地に住み続け、本百姓となったことを裏付けている。実際、現地踏査を行った際にも、中世の久我荘と思しき地域に鎮座する久我神社の奉納者名に壇氏が複数確認でき、近世以降も現在に至るまで久我の地に住み着いた土豪の一族がいたことが想定できる。

(3) 小括

戦国期山城国久我荘における家僕の変容は、竹内氏の検討によって明らかになった。一六世紀中葉の竹内季治は、久我荘の筆頭名主でありながら、畿内情勢を代表するような武家との関係を構築し始める。その結果、季治は公家としての昇格を果たすが、武家関係が悪化すると処遇は一変し、自らの横死を招いた。季治の死後は、子の長治が久我荘内のわずかな竹内氏の所領を支配したものの、その所領をめぐって土豪や久我家との関係に苦心するようになる。最終的に長治は武家権力に頼る動向を示したが、最後の努力も虚しく荘園経営の舞台から降りることになった。このように、一六世紀中葉以降の竹内氏は流動的な変容過程を描いたのである。

そのような竹内氏に対して、久我荘内の実務の中心となる人物が信濃氏であった。信濃氏は在地復帰後、在地とのかかわりを深め、永禄年間には土豪層と連署起請文を出した。実務内容も、御料所・久我家知行分の内検業務や久我荘外部の武家との取り次ぎ役、家領の算用状の管理まで多岐にわたり、一六世紀中葉以降の久我荘における実務担当の中枢は、竹内氏から信濃氏へと移行したとみられる。

また、戦国期山城国久我荘における土豪の変容は、一六世紀前半に

武家あるいは久我家に被官化していた小寺氏が、一六世紀中葉以降の史料から追えなくなる一方で、一六世紀中葉以降に家僕とともに久我家奉行人としての活動をみせた中西氏・竹村氏のような新興土豪がみられた。彼らは、久我家直務の知行分の内検業務に携わるほか、中西氏は久我荘内での取り次ぎ役にもみられ、家僕的な役割を果たすことから、一六世紀中葉以降の土豪の中心人物であったとみられる。また、竹村氏も在地において家僕と関係を築く中で久我荘内での有力な土豪になったと考えられる。こうした新興土豪の台頭は、家僕の変容とともに、土豪の変容を招く一つの要因であろう。

そして、一六世紀末の久我荘の土豪たちは、諸勢力との流動的な関係の中で自らの位置を保持しようとする戦国期のあり方とは大きく異なり、久我家の「御侍衆」、そして近世以降には本百姓として位置するようになっていくのである。

おわりに

本稿では、戦国期における家僕と土豪の流動的な変容過程をみてきた。ここで、一五世紀末から一六世紀末までの両者の動向を通時的にまとめておく。

一六世紀中葉までの家僕は、筆頭名主や「百姓政所」として、在地での重要な役割を担う基盤を獲得した。しかし、一六世紀中葉以降になると、それまで筆頭名主を務めていた竹内氏が武家との関係を強める一方、久我荘における自身の所領経営がうまくいかなくなる。最終

的に、竹内氏は、久我家や土豪との関係を後退させ、荘園経営から退いた。また竹内氏が衰退する中、一六世紀後半の荘務の中核を担ったのが、久我荘に在地復帰を果たした信濃氏であったように、一六世紀における久我荘の家僕は流動的な変容をみせる。

一方、土豪は、一五世紀末から武家被官として存在し、一六世紀初頭においても、その性格を有した。その代表格である小寺氏は、一族間で久我家の被官となっていた者も確認でき、一六世紀前半から諸勢力とのつながりが想定される。一六世紀中葉以降には、小寺氏の活動が史料上みられなくなる一方で、中西氏・竹村氏などの新興土豪の存在が確認できる。彼らは、家僕の信濃氏とともに久我荘の内検業務に携わっている。そして、一六世紀に久我荘で活躍した土豪たちは、天正年間に久我家の「御侍衆」として存在し、最終的に本百姓への道を辿っていく。

このように、戦国期山城国久我荘における家僕と土豪は、公家・武家・在地など諸勢力との関係の中で存在形態を変化させたのである。これは、戦国期京郊公家領荘園の一つの形であり、当該地の社会変動の激しさを物語っているよう。

以上が本稿の成果であるが、この成果を先行研究に位置づけておきたい。これまでの久我荘研究は、名主や在地土豪の実態を在地側の視点から明らかにしたが、竹内氏が公家の家僕であることや土豪層が武家権力と関係をもつことの意味は検討されてこなかった。本稿では、家僕と土豪の人物整理を試み、公家・武家・在地と関係を切り結びな

から変容する存在であったことを指摘した。

また、戦国期の村落論研究とのつながりもみておきたい。勝俣鎮夫・志賀節子両氏の検討が戦国期初頭を中心にしたものであるのに対して、本稿では、一五世紀から一六世紀末までを通時的に検討した。特に、一六世紀第二四半期から第三四半期については、京郊地域でも史料が希薄であり、その意味でも荘園経営における実務担当者の新たな動向を示せたと思う。

ただ、本稿はあくまで家僕と土豪を中心とした人的関係に集約する成果であり、在地支配体制を前提に検討したものの、志賀節子氏が検討する年貢や段銭などの収取システムからみた中世荘園制⁶⁷とはズレがある。今後、志賀氏が示すような収取実態を久我荘内でも明らかにすることで、中世荘園制につながる議論も展開できるものと考えられる。この点は課題である。

そして、この課題に答えるために、『久我家文書』の史料としての限界性についても考えておく必要があるだろう。本稿では、家僕と土豪の具体的な検証を主たる目的としてきたため、久我荘そのもの、つまり村落自体の検討が不十分であった。これは、『久我家文書』が家領支配・維持のために残された性格が強いため、村落の実態を示す史料が極めて少ないという問題点があるからだが、こうした史料上の限界性が収取実態のみえづらさにもつながっている。とはいえ、村落について何が明らかにできるのか、また何がわからないのかという整理だけでも、久我荘をとりまく社会構造を把握するうえで十分な意味

があると思われる。その点も含めて今後の課題としたい。

課題は山積しているが、これまで戦国期京郊公家領荘園を通時的に検討した研究は、管見の限り見当たらず、本稿での久我荘における家僕と土豪をめぐる変容過程の検討は新たな試みであったことは間違いない。そうした人的変容を通時的に抽出することで、中近世移行期村落論と中世荘園制論をより高い次元で考える糸口になるのではなからうか。ただ、山城国久我荘自体が限定的な対象である以上、特殊性が際立っているのも事実である。本稿でみたような家僕や土豪の姿が久我荘以外の地域でみられるかは、今後の研究を待たなければならぬ。本稿は、そうした戦国期京郊公家領荘園における社会変容を明らかにする研究の第一歩として位置づけたい。

【註】

- (1) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落―和泉国入山田村・日根野村を中心に―」（『戦国時代論』岩波書店、一九九六年、初出一九八五年）。
- (2) 藤木久志 a 「豊臣平和令と戦国社会」（東京大学出版会、一九八五年）、同 b 「戦国の作法」（平凡社、一九八七年）、同 c 「村と領主の戦国社会」（東京大学出版会、一九九七年）。
- (3) 水本邦彦 a 「村共同体と村支配」（『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年、初出一九八五年）、水本邦彦 b シリーズ日本近世史 ② 「村 百姓たちの世界」（岩波書店、二〇一五年）。
- (4) 志賀節子 a 「和泉国日根庄入山田村・日根野村の「村請」をめぐって」（『史敏』五号、二〇〇八年）、同 b 「地下請小考」（東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版、二〇一一年）、同 c 「中世荘園制社会の地域構造」序章「中世後期荘園制支配と村落」（校倉書房、

- 二〇一七年)。
- (5) 藤木久志「莊園制解体期の村落と領主」(『戦国社会史論』東京大学出版会、一九七四年、初出一九七三年)。
- (6) 伊藤俊一「室町期莊園制の研究」(塙書房、二〇一〇年)。
- (7) 『久我家文書』天正十三年(一五八五)五月十五日付「久我家領不知行分注文案」(七〇三号)によれば、戦国期に莊園経営の活動がみられた山城国・播磨国・伊勢国の久我家領のうち、播磨国・伊勢国の家領は、当該期には、すでに不知行状態にあることが確認できる。なお、近世以降の久我家領については、岡野友彦『戦国貴族の生き残り戦略』(吉川弘文館、二〇一五年)が詳しい。
- (8) 上島有『京郊莊園村落の研究』(塙書房、一九七〇年)、田中倫子「戦国期における莊園村落と権力」(『日本史研究』一九三三号、一九七八年)、野田泰三「西岡国人士豪と三好氏—三好長慶政権成立の前提—」(『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年)、仁木宏「戦国時代、村と町のかたち」(山川出版社、二〇〇四年)、高木純一「戦国期畿内村落における被官化状況と領主支配—東寺領山城国上久世莊を中心—」(『ヒストリア』二五三三号、二〇一五年)等。
- (9) 杉山博 a「久我庄の一考察」(『庄園解体過程の研究』東京大学出版会、一九五九年、初出一九五二年)、同 b「久我庄の宮座」(『庄園解体過程の研究』東京大学出版会、一九五九年、初出一九五二年)、同 c「久我庄の預所—竹内季治」(『庄園解体過程の研究』東京大学出版会、一九五九年)、同 d「久我村における近世的秩序の成立」(『庄園解体過程の研究』東京大学出版会、一九五九年、初出一九五二年)。
- (10) 岡野友彦 a「山城国久我庄における名田と散田」(『中世久我家と久我家領莊園』統群書類従完成会、二〇〇二年、初出一九八五年)、同 b「山城国久我庄の千種祭について」(『中世久我家と久我家領莊園』統群書類従完成会、二〇〇二年、初出一九八九年)、同 c「山城国久我庄の政所と闕所地処分」(『中世久我家と久我家領莊園』統群書類従完成会、二〇〇二年)。
- (11) 前掲註7岡野文獻。
- (12) 前掲註7岡野文獻。
- (13) 戦国期の家政職員と呼ばれるのは、菅原正子「公家の家政機構と家司」(『中世公家の経済と文化』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八六年)、湯川敏治「戦国期公家日記にみる家政職員の実態」(『ヒストリア』二〇号、一九八八年)が詳しい。戦国期家政職員の呼称は未だ統一されていないが、両氏によれば、戦国期の「家司」は臨時の儀式行事のみにみえる形骸化した役職であり、当該期家政機構の職員は「家僕」と称されて家政の庶務に携わったという。本稿でも、先学の成果を踏まえ、戦国期の家政職員を「家僕」として述べる。
- (14) 土豪については、湯浅治久「惣村と土豪」(『岩波講座日本歴史9 中世4』岩波書店、二〇一五年)が詳しい。湯浅氏は、土豪を地域社会に密着して村落を主導する有力層、なおかつ身分的には名字をもつ侍層として位置づける。本稿でも、先学の成果を踏まえ、地域社会の在地有力者(侍衆)を「土豪」として述べる。
- (15) 莊園経営の実務担当者に家僕が現れる点は、公家領莊園の特徴の一つである。近年、その研究成果として、廣田浩治「中世後期の九条家家僕と九条家領莊園—九条政基・尚経期を中心に—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四集、二〇〇三年)、森脇崇文「山田重久についての一考察」(『史敏』四号、二〇〇七年)、志賀節子 a「戦国初期京郊山科東庄における領主と村—政所・五十嵐方・好子屋」(『日本史研究』五〇四号、二〇〇四年)、同 b「山科東庄の地下百姓と山科家代官大沢氏」(細川涼一編『生活と文化の歴史7 生・成長・老い・死』竹林舎、二〇一六年)がある。本稿の家僕と土豪の検討も、これらの研究の検討方法を参照している。
- (16) 本稿で引用する『久我家文書』については、國學院大學久我家文書編纂委員会編『久我家文書』(統群書類従完成会、一九八二〜八七年)による。『久我家文書』は、久我家に伝来した平安末期から明治期までの文書約二八〇〇点で構成され、うち本稿で対象とする応永期から天正期までの文

- 書は約六〇〇点が収録される。また、小川信「久我家文書解説」（國學院大學久我家文書編纂委員会編『久我家文書 別巻』続群書類従完成会、一九八七年）によれば、中世文書の大半が家領文書であり、久我家にとって家領の維持・存続が重要な問題であったことがうかがえる。
- (17) 前掲註13菅原文献（久我家家僕の事例については一九九八年に加筆）。
- (18) 『久我家文書』貞治五年（二三六六）正月一日付「貞治五年元日節会記」（二〇六号）、『同』元弘三年（二三三三）十月十四日付「右大臣家政所下文案」（二〇七（一）号）。
- (19) 前掲註9杉山a文献によれば、久我荘は、南方の下久我荘と北方の上久我荘に区分されており、それぞれ久我本荘、久我新荘と称されたことが明らかにされている。
- (20) 『久我家文書』永正十一年（二五一四）付「久我荘名田・散田等帳」（四三八（一）号）。
- (21) 前掲註9杉山a文献、前掲註10岡野a文献。
- (22) 前掲註9杉山c文献。
- (23) 早島大祐「足輕の誕生」（朝日新聞出版、二〇二二年）。
- (24) 前掲註10岡野a文献。
- (25) 前掲註10岡野a文献。
- (26) 『久我家文書』天正十三年（二五八五）五月十五日付「久我家領指出張案」（七〇〇号）。
- (27) 前掲註10岡野a文献。
- (28) 前掲註7岡野文献。
- (29) 京都乙訓ふるさと歴史研究会編『山城国 西岡衆 戦国乱世を駆け抜けた京都乙訓の英雄たち』（洛西プリント社、二〇一七年）によれば、鶏冠井氏は鶏冠井荘の国人とされている。
- (30) 『久我家文書』長享元年（二四八七）十二月二十七日付「鶏冠井雅盛請取状」（三〇八号）。
- (31) 『久我家文書』明応五年（二四九六）十月二十六日付「斎藤孫三郎請文」（三三九号）。
- (32) 『久我家文書』天文六年（一五三七）十二月吉日付「森次郎左衛門亮券」（五四九号）。
- (33) 酒井紀美「中世後期の在地社会―村落間交渉の視角から―」（『日本史研究』三七九号、一九九四年）。
- (34) 前掲註10岡野c文献。
- (35) 『久我家文書』永正十七年（一五二〇）五月二十二日付「左衛門五郎請文」（四六九号）。以下、引用史料の返点・傍線は筆者による。
- (36) 前掲註10岡野c文献。
- (37) 『久我家文書』大永六年（一五二六）正月二十八日付「小寺有勝起請文」（五〇〇号）。
- (38) 前掲註10岡野c文献。
- (39) 『久我家文書』天文十四年（一五四五）八月吉日付「竹内季治他四名連署起請文」（五七五号）。
- (40) 前掲註9杉山b文献、前掲註10岡野b文献。
- (41) ただ、『史料二』においては、名は八名しかみえず、名主についても七名しかみえない。永正十一年段階の【表】でも、名は九名、名主は八名である。ここから、あくまでも「九年二度」の「御神事頭役」は原則であり、実際には七名や八名で回すこともあったことがうかがえる。
- (42) 前掲註10岡野b文献。
- (43) 『久我家文書』年月日未詳（天正十三年カ）「竹内長治覚書案」（七一〇号）。
- (44) 前掲註9杉山c文献。
- (45) 『久我家文書』明応六年（二四九七）九月七日付「内大臣家御教書草案」（三四五号）、『同』永正十二年（二五一五）六月十四日付「久我家領証文目録」（四四一号）。
- (46) 『久我家文書』天文十五年（二五四六）九月三十日付「室町幕府奉行人連署奉書」（五八一号）。
- (47) 『久我家文書』天文十六年（二五四七）八月十二日付「細川晴元奉行人奉書」（五九四号）。

- (48) 前掲註10岡野 a 文獻。『久我家文書』文明九年(一四七七)十月二十日付「室町幕府奉行人連署奉書」(二七八号)、文明十一年(一四七九)月日未詳「香川某申状」(二八八号)。
- (49) 前掲註23早島文獻。
- (50) 『久我家文書』永正七年(一五一〇)十一月二十二日付「管領細川高国奉行人奉書」(四一六号)。
- (51) 『久我家文書』永正八年(一五一一)十一月一日付「久我家雜掌連署奉書草案」(四二六号)。
- (52) 『久我家文書』永正七年(一五一一)十二月二十一日付「室町幕府奉行人連署奉書」(四一七号)で、「被官人長谷川与次郎」の押領行為について細川氏に下知していることから、長谷川氏は細川被官人であったと考えられる。
- (53) 『久我家文書』大永二年(一五二二)六月二十日付「小寺有勝請文」(四七四号)。
- (54) 「国行名」は、永正年間に小寺有勝が「当名代」であった上久我莊本名田である(【表】参照)。
- (55) 『久我家文書』享祿五年(一五三二)五月十六日付「小寺慶有請文」(五一八号)。
- (56) 『久我家文書』永正十四年(一五二七)付「久我家雜掌和与状草案」(四四九号)、「同」永正十四年付「上野源五郎和与状案」(四五〇号)。
- (57) 山科七郷については、前掲註15志賀 b 文獻が、上久世莊については、前掲註8高木文獻が詳しい。
- (58) 『久我家文書』年未詳九月二十六日付「三好長慶書状」(五九一号)。
- (59) 『久我家文書』年未詳(永祿九年カ)十二月二十五日付「三好長逸・宗渭連署書状」(六三七号)。
- (60) 前掲註8野田文獻。
- (61) 『鰐淵寺文書』年未詳(弘治二年カ)十一月十七日付「速水武益書状」(『戦国遺文 三好氏編 第一卷』所収【参考四五】)。
- (62) 前掲註8野田文獻。竹内季治の堂上公家昇格は『公卿補任』永祿三年(一五六〇)尻付より確認できる。
- (63) 『久我家文書』年月日未詳(永祿九年カ)「某覚書草案」(六三八号)。
- (64) 仁木宏「戦国期京郊における地域社会と支配―西岡勝龍寺城と「一職」支配をめぐる―」(『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、一九九九年)。
- (65) 『久我家文書』永祿十年(一五六七)「三好長逸等連署折紙」(六三九号)。
- (66) 『言継卿記』元龜二年(一五七二)九月十八日条。
- (67) 『久我家文書』元龜三年(一五七二)十月十七日付「松井康之契状」(六七九号)。
- (68) 前掲註9杉山 c 文獻によれば、天正二年(一五七四)の「竹内長治指出」を最後に竹内氏は久我莊から姿を消したとされる。しかし、天正十三年(一五八五)に比定される「竹内長治覚書」などが確認できることから、実際に竹内氏が久我莊から姿を消すのは、天正二年より時期が下るとみられる。
- (69) 『久我家文書』年未詳(天正十三年カ)六月三日付「竹内長治覚書案」(七〇六号)。
- (70) 『久我家文書』年月日未詳(天正十三年カ)「竹内長治申状案」(七〇九号)。
- (71) 前掲註43史料。
- (72) 竹内氏と久我家の齟齬については、『久我家文書』年月日未詳(天正十三年カ)「久我家覚書案」(七〇七号)、「同」年月日未詳(天正十三年カ)「竹内長治覚書案」(七〇八号)等にもみえる。
- (73) 前掲註53史料。
- (74) 『久我家文書』永祿九年(一五六六)九月七日付「信濃治毘外六名連署起請文」(六三五号)、「同」永祿十一年(一五六八)十一月四日付「久我家奉行人連署起請文」(六六五号)。
- (75) 前掲註70史料。
- (76) 前掲註72(七〇七号)史料。
- (77) 前掲註72(七〇八号)史料。

- (78) 前掲註8 野田文献。
- (79) 前掲註26史料。
- (80) 『久我家文書』永正九年(二五二)十二月二十六日付「辻小太郎売券」(四三〇号)。
- (81) 前掲註32史料。
- (82) 前掲註26史料。
- (83) 渕田家貴「『老諺集』の成立と伝来について(上)(下)——山城国乙訓郡久我村地誌——」(『ぐんしょ』三九・四〇号、一九九八年)。なお、渕田氏は『老諺集』の作成年代を、元禄二年(一六八九)〜同六年(一六九三)の間と推定している。
- (84) 前掲註9 杉山d文献。
- (85) 前掲註10 岡野b文献に山城国乙訓郡久我村風土記『老諺集』の翻刻がまとめられている。その中の「久我里在昔名字」の項に、竹村氏・中西氏・土山氏・小寺氏・壇氏らの名字記載が確認できる。
- (86) 前掲註9 杉山文献、前掲註10 岡野文献。
- (87) 前掲註4 志賀文献。

(四天王寺高等学校・四天王寺中学校)